飼 料 販 売 業 者 事 業 廃 止 届

平成　　年　　月　　日

島根県知事　　殿

住 所
氏 名

さきに　　年　　月　　日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第２項の規定により飼料販売業者の届出をしたが、　　年　　月　　日限りで事業を廃止したので、同条第４項の規定により届け出ます。